

様式第1 - 1 (日本工業規格A列4番)

可地交1号

平成25年6月27日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 可児市地域公共交通協議会
住 所 岐阜県可児市広見一丁目1番地
代表者氏名 会長 佐橋 雅喜 印

生活交通ネットワーク計画認定申請書

生活交通ネットワーク計画のうち、地域公共交通確保維持改善事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記載した生活交通ネットワーク計画を添付すること。
協議会が申請する場合は、住所、代表者氏名及び印は省略することができる。

地域間交通ネットワークのフィーダー系統であることを証する図

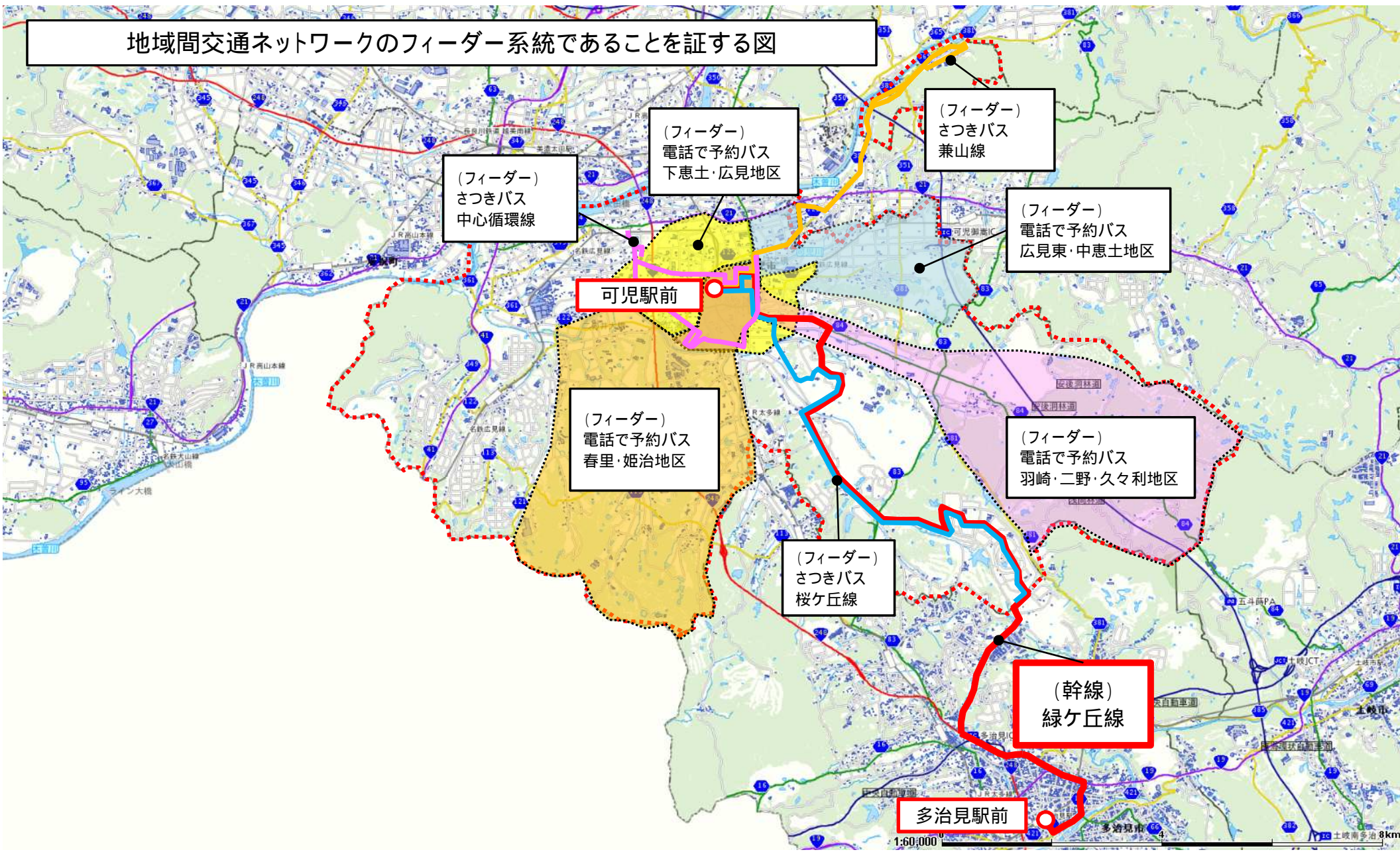


表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成26年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線/地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準Iで該 当する要件	接続する補助対象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準IIで該 当する要件
岐阜県 可児市	東濃鉄道株式会社	桜ヶ丘線	地域内フィー ダー	4,851.0		【東濃鉄道緑ヶ丘線】 可児駅停留所での接続を強化	
	東濃鉄道株式会社	兼山線	地域内フィー ダー	1,092.5			
	東濃鉄道株式会社	中心循環線	地域内フィー ダー	3,538.0			
	可児タクシー株式会社	春里・姫治地区 電話で予約バス	地域内フィー ダー	1,403.0			
	可児タクシー株式会社	羽崎・二野・久々利地区 電話で予約バス	地域内フィー ダー	1,403.0			
	可児タクシー株式会社	広見東・中恵土地区 電話で予約バス	地域内フィー ダー	1,403.0			
	可児タクシー株式会社	下恵土・広見地区 電話で予約バス	地域内フィー ダー	1,403.0			
合 計				15,093			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成27年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線/地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準Iで該 当する要件	接続する補助対象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準IIで該 当する要件
岐阜県 可児市	東濃鉄道株式会社	桜ヶ丘線	地域内フィー ダー	4,818.0		【東濃鉄道緑ヶ丘線】 可児駅停留所での接続を強化	
	東濃鉄道株式会社	兼山線	地域内フィー ダー	1,062.5			
	東濃鉄道株式会社	中心循環線	地域内フィー ダー	3,514.0			
	可児タクシー株式会社	春里・姫治地区 電話で予約バス	地域内フィー ダー	1,395.5			
	可児タクシー株式会社	羽崎・二野・久々利地区 電話で予約バス	地域内フィー ダー	1,395.5			
	可児タクシー株式会社	広見東・中恵土地区 電話で予約バス	地域内フィー ダー	1,395.5			
	可児タクシー株式会社	下恵土・広見地区 電話で予約バス	地域内フィー ダー	1,395.5			
合 計				14,976			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成28年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線/地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準Iで該 当する要件	接続する補助対象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準IIで該 当する要件
岐阜県 可児市	東濃鉄道株式会社	桜ヶ丘線	地域内フィー ダー	4,867.5		【東濃鉄道緑ヶ丘線】 可児駅停留所での接続を強化	
	東濃鉄道株式会社	兼山線	地域内フィー ダー	1,077.5			
	東濃鉄道株式会社	中心循環線	地域内フィー ダー	3,550.0			
	可児タクシー株式会社	春里・姫治地区 電話で予約バス	地域内フィー ダー	1,408.0			
	可児タクシー株式会社	羽崎・二野・久々利地区 電話で予約バス	地域内フィー ダー	1,408.0			
	可児タクシー株式会社	広見東・中恵土地区 電話で予約バス	地域内フィー ダー	1,408.0			
	可児タクシー株式会社	下恵土・広見地区 電話で予約バス	地域内フィー ダー	1,408.0			
合 計				15,127			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	東濃鉄道株式会社	平成26年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	640,833 千円	営業外収益	3,139 千円	経常収益(イ)	643,972 千円
	営業費用	769,195 千円	営業外費用	2,539 千円	経常費用(ロ)	771,734 千円
	営業損益	128,362 千円	営業外損益	600 千円	経常損益	127,762 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		2,642,711.5 km		経常収支率		83.44%

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	659,654 千円	営業外収益	1,912 千円	経常収益(イ')	661,566 千円
	営業費用	785,992 千円	営業外費用	2,603 千円	経常費用(ロ')	788,595 千円
	営業損益	126,338 千円	営業外損益	691 千円	経常損益	127,029 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		2,680,495.8 km		経常収支率		83.89%

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	679,910 千円	営業外収益	2,178 千円	経常収益(イ'')	682,088 千円
	営業費用	770,118 千円	営業外費用	2,992 千円	経常費用(ロ'')	773,110 千円
	営業損益	90,208 千円	営業外損益	814 千円	経常損益	91,022 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		2,703,557.3 km		経常収支率		88.22%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\frac{\text{ロ}'' \div \text{ハ}''}{\text{ア}}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\frac{\text{ロ}' \div \text{ハ}'}{\text{ア}'}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\frac{\text{ロ} \div \text{ハ}}{\text{ア}}$	平均増減率 $\frac{((b \div a) - 1) + ((c \div b) - 1)}{2} = d$
東海	285円. 96銭	294円. 19銭	292円. 02銭	1.07 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $c \times (1 + (d \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ
東海	295円. 15銭	353円. 96銭	295円. 15銭	243円. 67銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チ - (リ + ヌ)) ÷ チ = ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ	ヌ				
東海	1	桜ヶ丘線	市役所	可児駅	桜ヶ丘1丁目	294 日	1176 回	往 18.1km 復 14.9km	(平均) 16.5km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100%	38,808.0km
	2	兼山線	市役所	可児駅	市役所	147 日	588 回	17.5km	(平均) 15.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	9,158.1km
東海	3	中心循環線	市役所	可児駅	市役所	294 日	2940 回	10.4km		往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	30,576.0km
								往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%	
合計		系統						往 18.1km 復 14.9km	16.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		78,542.1km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ × ヲ以下の額: フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノ)の額 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト × ヲ以上の額: カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ - カ = ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ × ル = ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ × 1/2 = ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はソのうちいずれか少ないほうの額) ラ
東海	1	11,454,181 円	45円. 15銭	1,752,181 円	9,702,000 円	9,702,000 円	9,702千円	4,851. 千円	/	/
	2	2,703,013 円	56円. 54銭	517,798 円	2,185,215 円	2,185,215 円	2,185千円	1,092.5 千円		
	3	9,024,506 円	63円. 70銭	1,947,691 円	7,076,815 円	7,076,815 円	7,076千円	3,538. 千円		
合計		23,181,700 円	円. 00銭	4,217,670 円	18,964,030 円	18,964,030 円	18,963千円	9,481. 千円	14,571千円	9,481千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ × ラ - カ = ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム - ラ = ウ	ウの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
東海	1	9,580,531 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	2	2,156,550 円											
東海	3	6,981,112 円											/
		0 円											
合計		18,718,193 円		9,237,193 円	円	0%	円	0%	円	0%	円	0%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 (基準期間) g	平均増減率 $\frac{(((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1)) \div 2}{= h}$	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = j$
東海	1	61円. 09銭	54円. 24銭	49円. 85銭	9.65 %	45円. 15銭
	2	49円. 81銭	50円. 84銭	54円. 18銭	4.31 %	56円. 54銭
東海	3				0.00 %	63円. 70銭
					0.00 %	円. 00銭

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名 東濃鉄道株式会社

平成27年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	640,833 千円	営業外収益	3,139 千円	経常収益(イ)	643,972 千円
	営業費用	769,195 千円	営業外費用	2,539 千円	経常費用(ロ)	771,734 千円
	営業損益	128,362 千円	営業外損益	600 千円	経常損益	127,762 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		2,642,711.5 km		経常収支率		83.44%

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	659,654 千円	営業外収益	1,912 千円	経常収益(イ')	661,566 千円
	営業費用	785,992 千円	営業外費用	2,603 千円	経常費用(ロ')	788,595 千円
	営業損益	126,338 千円	営業外損益	691 千円	経常損益	127,029 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		2,680,495.8 km		経常収支率		83.89%

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	679,910 千円	営業外収益	2,178 千円	経常収益(イ'')	682,088 千円
	営業費用	770,118 千円	営業外費用	2,992 千円	経常費用(ロ'')	773,110 千円
	営業損益	90,208 千円	営業外損益	814 千円	経常損益	91,022 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		2,703,557.3 km		経常収支率		88.22%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\frac{\text{ロ}'' \div \text{ハ}''}{\text{ア}''} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\frac{\text{ロ}' \div \text{ハ}'}{\text{ア}'} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\frac{\text{ロ} \div \text{ハ}}{\text{ア}} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((b \div a) - 1) + ((c \div b) - 1)}{2} = \text{d}$
東海	285円. 96銭	294円. 19銭	292円. 02銭	1.07 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $c \times (1 + (d \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ
東海	295円. 15銭	353円. 96銭	295円. 15銭	243円. 67銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チ - (リ + ヌ)) ÷ チ = ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ	ヌ				
東海	1	桜ヶ丘線	市役所	可児駅	桜ヶ丘1丁目	292 日	1168 回	往 18.1km 復 14.9km	(平均) 16.5km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100%	38,544.0km
	2	兼山線	市役所	可児駅	市役所	143 日	572 回	17.5km	(平均) 15.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	8,908.9km
東海	3	市内循環線	市役所	可児駅	市役所	292 日	2920 回	10.4km		往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	30,368.0km
	4	中心循環線						往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%	
合計		系統						往 18.1km 復 14.9km	16.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		77,820.9km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ × ヲ以下の額: フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノ)の額 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト × ヲ以上の額: カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ - カ = ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ × ル = ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ × 1/2 = ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はソのうちいずれか少ないほうの額) ラ
東海	1	11,376,261 円	45円. 15銭	1,740,261 円	9,636,000 円	9,636,000 円	9,636千円	4,818. 千円	/	/
	2	2,629,461 円	56円. 54銭	503,709 円	2,125,752 円	2,125,752 円	2,125千円	1,062.5 千円		
		8,963,115 円	63円. 70銭	1,934,441 円	7,028,674 円	7,028,674 円	7,028千円	3,514. 千円		
		0 円	円. 00銭	0 円	0 円	0 円	千円	千円		
合計		22,968,837 円		4,178,411 円	18,790,426 円	18,790,426 円	18,789千円	9,394. 千円	14,558千円	9,394千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ × ラ - カ = ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム - ラ = ウ	ウの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
東海	1	9,515,357 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	2	2,097,867 円											
		6,933,622 円											
		0 円											
合計		18,546,846 円		9,152,846 円	円	0%	円	0%	円	0%	円	0%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間) g	平均増減率 $\frac{(((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1)) \div 2}{= h}$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = j$
東海	1	61円. 09銭	54円. 24銭	49円. 85銭	9.65 %	45円. 15銭
	2	49円. 81銭	50円. 84銭	54円. 18銭	4.31 %	56円. 54銭
					0.00 %	63円. 70銭
					0.00 %	円. 00銭

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名 東濃鉄道株式会社

平成28年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	640,833 千円	営業外収益	3,139 千円	経常収益(イ)	643,972 千円
	営業費用	769,195 千円	営業外費用	2,539 千円	経常費用(ロ)	771,734 千円
	営業損益	128,362 千円	営業外損益	600 千円	経常損益	127,762 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		2,642,711.5 km		経常収支率		83.44%

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	659,654 千円	営業外収益	1,912 千円	経常収益(イ')	661,566 千円
	営業費用	785,992 千円	営業外費用	2,603 千円	経常費用(ロ')	788,595 千円
	営業損益	126,338 千円	営業外損益	691 千円	経常損益	127,029 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		2,680,495.8 km		経常収支率		83.89%

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	679,910 千円	営業外収益	2,178 千円	経常収益(イ'')	682,088 千円
	営業費用	770,118 千円	営業外費用	2,992 千円	経常費用(ロ'')	773,110 千円
	営業損益	90,208 千円	営業外損益	814 千円	経常損益	91,022 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		2,703,557.3 km		経常収支率		88.22%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\frac{\text{ロ}'' \div \text{ハ}''}{\text{ア}} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\frac{\text{ロ}' \div \text{ハ}'}{\text{イ}} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\frac{\text{ロ} \div \text{ハ}}{\text{イ}} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((b \div a) - 1) + ((c \div b) - 1)}{2} = \text{d}$
東海	285円. 96銭	294円. 19銭	292円. 02銭	1.07 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $c \times (1 + (d \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ
東海	295円. 15銭	353円. 96銭	295円. 15銭	243円. 67銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チ - (リ + ヌ)) ÷ チ = ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ	ヌ				
東海	1	桜ヶ丘線	市役所	可児駅	桜ヶ丘1丁目	295 日	1180 回	往 18.1km 復 14.9km	(平均) 16.5km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100%	38,940.0km
	2	兼山線	市役所	可児駅	市役所	145 日	580 回	17.5km	(平均) 15.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	9,033.5km
東海	3	市内循環線	市役所	可児駅	市役所	295 日	2950 回	10.4km		往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	30,680.0km
	4	中心循環線						往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%	
合計		系統						往 18.1km 復 14.9km	16.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		78,653.5km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ × ヲ以下の額: フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノ)の額 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト × ヲ以上の額: カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ - カ = コ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ × ル = ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ × 1/2 = ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はソのうちいずれか少ないほうの額) ラ
東海	1	11,493,141 円	45円. 15銭	1,758,141 円	9,735,000 円	9,735,000 円	9,735千円	4,867.5 千円	/	/
	2	2,666,237 円	56円. 54銭	510,754 円	2,155,483 円	2,155,483 円	2,155千円	1,077.5 千円		
		9,055,202 円	63円. 70銭	1,954,316 円	7,100,886 円	7,100,886 円	7,100千円	3,550. 千円		
		0 円	円. 00銭	0 円	0 円	0 円	千円	千円		
合計		23,214,580 円		4,223,211 円	18,991,369 円	18,991,369 円	18,990千円	9,495. 千円	14,560千円	9,495千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラ-カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	1	9,613,117 円										
	2	2,127,208 円										
		7,004,857 円										
		0 円										
合計		18,745,182 円	9,250,182 円	円	0%	円	0%	円	0%	円	0%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間) g	平均増減率 $\frac{(((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1)) \div 2}{= h}$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = j$
東海	1	61円. 09銭	54円. 24銭	49円. 85銭	9.65 %	45円. 15銭
	2	49円. 81銭	50円. 84銭	54円. 18銭	4.31 %	56円. 54銭
					0.00 %	63円. 70銭
					0.00 %	円. 00銭

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(j)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(j)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(j)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名 可児タクシー株式会社

平成26年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業		自 家 用 有 償 旅 客 運 送		
	営業収益	4,950 千円	営業外収益	17 千円	
	営業費用	15,837 千円	営業外費用	11 千円	
	営業損益	10,887 千円	営業外損益	6 千円	
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	5 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス提 供時間(ニ)	2,089.5 時間	経常収支率	31.34%

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
東海	1516円. 91銭	2624円. 29銭	1516円. 91銭	475円. 42銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申 請 番 号	運 行 系 統 名	運 行 系 統			計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数	1 回 当 た り サ ー ビ ス 提 供 時 間	リ の うち 補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 部 分 に 係 る サ ー ビ ス 提 供 時 間	リ の うち 同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 市 区 町 村 外 乗 入 部 分 に 係 る サ ー ビ ス 提 供 時 間	補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 れ 部 分 及 び 同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 市 区 町 村 外 乗 入 れ 部 分 以 外 の サ ー ビ ス 提 供 時 間 の 比 率 (リ - (ヌ + ル)) ÷ リ = ヲ	計 画 サ ー ビ ス 提 供 時 間 ワ
			発 地	営 業 区 域	着 地							
東海	1	春里・姫治	可児駅		岐阜社会 保険病院	294 日	5292 回	0.7 時間	時間	時間	100%	2,695.0 時間
	2	羽崎・二野・久々利	可児駅		大平公民館	294 日	5292 回	0.5 時間	時間	時間	100%	2,695.0 時間
東海	3	広見東・中恵土	可児駅		東柿田集 会所	294 日	5292 回	0.5 時間	時間	時間	100%	2,695.0 時間
	4	下恵土・広見	可児駅		可児駅	294 日	5292 回	0.5 時間	時間	時間	100%	2,695.0 時間
合計		系統						2.2 時間	0.0 時間	0.0 時間		10,780.0 時間

補助ブ ロック 名	申 請 番 号	補 助 対 象 経 常 費 用 の 見 込 額	経 常 収 益 の 見 込 額	補 助 対 象 経 常 費 用 から 経 常 収 益 を 控 除 し た 額	タのうち補助ブロック 外乗入部分及び同一 補助ブロック市区 町村外乗入部分以 外に係るもの	補 助 対 象 経 費	補 助 対 象 経 費 の 1/2	国 庫 補 助 上 限 額	国 庫 補 助 金 内 定 申 請 額 (ナ又はアのう ちいずれか少ない ほうの額)
東海	1	4,088,072 円	1,281,257 円	2,806,815 円	2,806,815 円	2,806千円	1,403.0 千円	/	/
	2	4,088,072 円	1,281,257 円	2,806,815 円	2,806,815 円	2,806千円	1,403.0 千円		
東海	3	4,088,072 円	1,281,257 円	2,806,815 円	2,806,815 円	2,806千円	1,403.0 千円		
	4	4,088,072 円	1,281,257 円	2,806,815 円	2,806,815 円	2,806千円	1,403.0 千円		
合計		16,352,288 円	5,125,028 円	11,227,260 円	11,227,260 円	11,224千円	5,612 千円	8,620千円	5,612 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
東海	1	2,806,815 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	2	2,806,815 円											
		2,806,815 円											
		2,806,815 円											
合計		11,227,260 円		5,615,260 円	0 円	0%	5,615,260 円	100%	0 円	0%	0 円	0%	0

(1) 記載要領

- 補助ブロック名、の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 補助対象期間の前々年度の保有車両台数、の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 1回当たりサービス提供時間(ワ欄)については、[(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)]により算出すること。
- 1回当たりサービス提供時間、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間、の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 計画サービス提供時間は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 補助対象経費、の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 補助対象経費の1/2、の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 国庫補助上限額、の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 補助対象期間の前々年度の損益状況、の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名 可児タクシー株式会社

平成27年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業		自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	4,950 千円	営業外収益	17 千円	経常収益(イ)	4,967 千円
	営業費用	15,837 千円	営業外費用	11 千円	経常費用(ロ)	15,848 千円
	営業損益	10,887 千円	営業外損益	6 千円	経常損益	10,881 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	5 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス提 供時間(ニ)	2,089.5 時間	経常収支率	31.34%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとヘのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
東海	1516円.91銭	2624円.29銭	1516円.91銭	475円.42銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申 請 番 号	運 行 系 統 名	運 行 系 統			計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数	1 回 当 た り サ ー ビ ス 提 供 時 間	リ の うち 補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 部 分 に 係 る サ ー ビ ス 提 供 時 間	リ の うち 同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 市 区 町 村 外 乗 入 部 分 に 係 る サ ー ビ ス 提 供 時 間	補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 部 分 及 び 同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 市 区 町 村 外 乗 入 部 分 以 外 の サ ー ビ ス 提 供 時 間 の 比 率 (リ-(ヌ+ル))÷リ =ヲ	計 画 サ ー ビ ス 提 供 時 間 ワ
			発 地	営 業 区 域	着 地							
東海	1	春里・姫治	可児駅		岐阜社会 保険病院	292 日	5256 回	0.7 時間	時間	時間	100%	2,676.6 時間
	2	羽崎・二野・久々利	可児駅		大平公民館	292 日	5256 回	0.5 時間	時間	時間	100%	2,676.6 時間
東海	3	広見東・中恵土	可児駅		東柿田集 会所	292 日	5256 回	0.5 時間	時間	時間	100%	2,676.6 時間
	4	下恵土・広見	可児駅		可児駅	292 日	5256 回	0.5 時間	時間	時間	100%	2,676.6 時間
合計		系統						2.2 時間	0.0 時間	0.0 時間		10,706.4 時間

補助ブ ロック 名	申 請 番 号	補 助 対 象 経 常 費 用 の 見 込 額	経 常 収 益 の 見 込 額	補 助 対 象 経 常 費 用 から 経 常 収 益 を 控 除 し た 額	タのうち補助ブロック 外乗入部分及び同一 補助ブロック市区 町村外乗入部分以 外に係るもの	補 助 対 象 経 費	補 助 対 象 経 費 の 1/2	国 庫 補 助 上 限 額	国 庫 補 助 金 内 定 申 請 額 (ナ又はアのう ちいずれか少ない ほうの額)
東海	1	4,060,161 円	1,272,509 円	2,787,651 円	2,787,651 円	2,787千円	1,393.5 千円	/	/
	2	4,060,161 円	1,272,509 円	2,787,651 円	2,787,651 円	2,787千円	1,393.5 千円		
		4,060,161 円	1,272,509 円	2,787,651 円	2,787,651 円	2,787千円	1,393.5 千円		
		4,060,161 円	1,272,509 円	2,787,651 円	2,787,651 円	2,787千円	1,393.5 千円		
合計		16,240,644 円	5,090,037 円	11,150,604 円	11,150,604 円	11,148千円	5,574 千円	8,633千円	5,574 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
東海	1	2,787,652 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	2	2,787,652 円											
		2,787,652 円											
		2,787,652 円											
合計		11,150,608 円		5,576,608 円	0 円	0%	11,150,608 円	200%	0 円	0%	0 円	0%	

(1) 記載要領

- 補助ブロック名、の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 補助対象期間の前々年度の保有車両台数、の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 1回当たりサービス提供時間(ワ欄)については、[(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)]により算出すること。
- 1回当たりサービス提供時間、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間、の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 計画サービス提供時間は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 補助対象経費、の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 補助対象経費の1/2、の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 国庫補助上限額、の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 補助対象期間の前々年度の損益状況、の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名 可児タクシー株式会社

平成28年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業		自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	4,950 千円	営業外収益	17 千円	経常収益(イ)	4,967 千円
	営業費用	15,837 千円	営業外費用	11 千円	経常費用(ロ)	15,848 千円
	営業損益	10,887 千円	営業外損益	6 千円	経常損益	10,881 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	5 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス提 供時間(ニ)	2,089.5 時間	経常収支率	31.34%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
東海	1516円.91銭	2624円.29銭	1516円.91銭	475円.42銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申 請 番 号	運 行 系 統 名	運 行 系 統			計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数	1 回 当 た り サ ー ビ ス 提 供 時 間	リ の うち 補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 部 分 に 係 る サ ー ビ ス 提 供 時 間	リ の うち 同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 市 区 町 村 外 乗 入 部 分 に 係 る サ ー ビ ス 提 供 時 間	補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 入 れ 部 分 及 び 同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 市 区 町 村 外 乗 入 入 れ 部 分 以 外 の サ ー ビ ス 提 供 時 間 の 比 率 (リ-(ヌ+ル))÷リ =ヲ	計 画 サ ー ビ ス 提 供 時 間 ワ
			発 地	営 業 区 域	着 地							
東海	1	春里・姫治	可児駅		岐阜社会 保険病院	295 日	5310 回	0.7 時間	時間	時間	100%	2,704.1 時間
	2	羽崎・二野・久々利	可児駅		大平公民館	295 日	5310 回	0.5 時間	時間	時間	100%	2,704.1 時間
東海	3	広見東・中恵土	可児駅		東柿田集 会所	295 日	5310 回	0.5 時間	時間	時間	100%	2,704.1 時間
	4	下恵土・広見	可児駅		可児駅	295 日	5310 回	0.5 時間	時間	時間	100%	2,704.1 時間
合計		系統						2.2 時間	0.0 時間	0.0 時間		10,816.4 時間

補助ブ ロック 名	申 請 番 号	補 助 対 象 経 常 費 用 の 見 込 額	経 常 収 益 の 見 込 額	補 助 対 象 経 常 費 用 から 経 常 収 益 を 控 除 し た 額	タのうち補助ブロック 外乗入部分及び同一 補助ブロック市区 町村外乗入部分以 外に係るもの	補 助 対 象 経 費	補 助 対 象 経 費 の 1/2	国 庫 補 助 上 限 額	国 庫 補 助 金 内 定 申 請 額 (ナ又はアのう ちいずれか少ない ほうの額)
東海	1	4,101,876 円	1,285,583 円	2,816,292 円	2,816,292 円	2,816千円	1,408.0 千円	/	/
	2	4,101,876 円	1,285,583 円	2,816,292 円	2,816,292 円	2,816千円	1,408.0 千円		
		4,101,876 円	1,285,583 円	2,816,292 円	2,816,292 円	2,816千円	1,408.0 千円		
		4,101,876 円	1,285,583 円	2,816,292 円	2,816,292 円	2,816千円	1,408.0 千円		
合計		16,407,504 円	5,142,333 円	11,265,168 円	11,265,168 円	11,264千円	5,632 千円	8,631千円	5,632 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	1	2,816,293 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	2,816,293 円										
	2,816,293 円											
	2,816,293 円											
合計		11,265,172 円		0 円	0%	11,265,172 円	200%	0 円	0%	0 円	0%	

(1) 記載要領

- 補助ブロック名、の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 補助対象期間の前々年度の保有車両台数、の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 1回当たりサービス提供時間(ワ欄)については、[(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)]により算出すること。
- 1回当たりサービス提供時間、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間、の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 計画サービス提供時間は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 補助対象経費、の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 補助対象経費の1/2、の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 国庫補助上限額、の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 補助対象期間の前々年度の損益状況、の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

『表2 3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合』各項目の算出根拠について（運行事業者：東濃鉄道株式会社）

【計画運行日数等について】

- ・運行日は月～土曜日（祝日・年末年始・振替休日を除く）
- ・1日の運行回数は桜ヶ丘線4往復、兼山線4便、中心循環線は10便

	計画運行日数			計画運行回数		
	H26年度	H27年度	H28年度	H26年度	H27年度	H28年度
桜ヶ丘線	294	292	295	1176	1168	1180
兼山線	294 (147)	292 (143)	295 (145)	1176 (588)	1168 (572)	1180 (580)
中心循環線	294	292	295	2940	2920	2950

兼山線の（ ）書きは国庫補助対象（H25.10から運行拡大する月・水・金）分

【系統キロ程・計画実車走行キロについて】

桜ヶ丘線：（往路）桜ヶ丘1丁目 市役所 18.1km・1日4便

（復路）市役所 桜ヶ丘1丁目 14.9km・1日4便

平均キロ程は $(18.1+14.9) \div 2 = 16.5\text{km}$

計画実車走行キロは、

平成26年度：132km（1日走行距離） $\times 294 = 38,808\text{km}$

平成27年度：132km（1日走行距離） $\times 292 = 38,544\text{km}$

平成28年度：132km（1日走行距離） $\times 295 = 38,940\text{km}$

兼山線：市役所 兼山 市役所の往復路線で1日4便（17.5km）運行。

ただし、1便目は兼山（復路のみ（9.8km））からスタートする。

平均キロ程は $(9.8+17.5+17.5+17.5) \div 4 = 15.5\text{km}$

計画実車走行キロは、

平成26年度：62.3km $\times 147 = 9158.1\text{km}$

平成27年度：62.3km $\times 143 = 8908.9\text{km}$

平成28年度：62.3km $\times 145 = 9033.5\text{km}$

中心循環線：市役所 市役所の循環路線で1日10便（10.4km）

計画走行キロは、

平成26年度：104 $\times 294 = 30,576\text{km}$

平成27年度：104 $\times 292 = 30,368\text{km}$

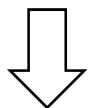
平成28年度：104 $\times 295 = 30,680\text{km}$

【中心循環線の実車走行キロ当たり経常収益について（ノ）】

H24年度（23.10～24.9）のさつきバス全路線の運行実績

総走行距離 159,028.4km

経常収益 10,130,864 円



$10,130,864 \div 159,028.4 = 63.704\dots$ 63.70 円とする。

『表2 3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合』各項目の算出根拠について（運行事業者：可児タクシー株式会社）

【計画運行日数について】

運行日は月～土曜日（祝日・年末年始・振替休日を除く）

	計画運行日数		
	H26 年度	H27 年度	H28 年度
全地区共通	294	292	295

【計画運行回数について】

1日最大 18 便

	計画運行回数		
	H26 年度	H27 年度	H28 年度
全地区共通	5,292	5,256	5,310

【計画サービス提供時間について】

全地区共通

1日あたりの事業時間

事業所から可児駅間（1.8キロ）の回送時間を5分とし、

5分（出庫）+9時間（8時～17時）+5分（帰庫）=550分

計画サービス提供時間

平成 26 年度 $294 \times 550 \div 60 = 2,695$ 時間

平成 27 年度 $292 \times 550 \div 60 = 2,676.6$ 時間

平成 28 年度 $295 \times 550 \div 60 = 2,704.1$ 時間

『表2 1. 申請事業者の概要の補助対象期間の前々年度の保有車両数(八)及び補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(二)』の算出根拠について(運行事業者: 可児タクシー株式会社)

補助対象期間の前々年度の保有車両数(八)

H24年度(H23.10~H24.9)におけるデマンド型運行実施状況は、

- a. 今渡・川合・土田地区
- b. 春里・姫治地区(国庫補助対象路線)
- c. 羽崎・二野・久々利地区(国庫補助対象路線)
- d. 大森地区(H24.4から運行開始)

の4地区である。

a,c,d地区は30分運行を1時間に2便出しているため、各地区1台の車両が必要。

b.地区は45分運行を1時間に2便出しているため、2台の車両が必要。

よって保有車両数は、

$$1+2+1+1=\underline{5台}$$

補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(二)

【事業時間】

事業所から可児駅間(1.8キロ)の回送時間を5分とし、

$$5分(出庫)+9時間(8時~17時)+5分(帰庫)=550分$$

【運行日数】

H24年度(H23.10~H24.9)の運行日数は294日(ただし大森地区は149日)。

【1台当たりのサービス提供時間】

H24年度上半期(145日)は3地区運行のため、

$$550分 \times 3(3地区分) \times 145日 \div 4(4台分) = 59812.5分$$

H24年度下半期(149日)は4地区運行のため、

$$550分 \times 4(4地区分) \times 149日 \div 5(5台分) = 65,560分$$

H24年度は、

$$(59812.5+65560)/60分 = 2089.54... \quad \underline{2089.5時間}$$

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	可児市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	64,171
交通不便地域	0

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図